

政令第六十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令

内閣は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第四項、第十一条第一項（同法第四十一条第三項、第五十条第二項、第五十五条第二項又は第六十条第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（同法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十八条第四項、第五十一条第四項（同法第六十条第二項において準用する場合を含む。）及び第八十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第三条第四項の政令で定める審議会）

第一条 住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）第三条第四項の政令で定める審議会は、建築審議会とする。

（指定住宅性能評価機関等の指定等の有効期間）

第二条 法第十一条第一項（法第四十一条第三項、第五十条第二項、第五十五条第二項又は第六十条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

（型式住宅部分等製造者等の認証の有効期間）

第三条 法第二十八条第一項（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

（認証外国型式住宅部分等製造者の工場等における検査に要する費用の負担）

第四条 法第三十八条第四項の政令で定める費用は、法第三十七条第二項において準用する法第三十五条第一項の検査のため同項の職員がその検査に係る工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その出張をする職員を二人とし、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、建設省令で定める。

（承認住宅型式性能認定機関等の事務所における検査に要する費用の負担）

第五条 法第五十一条第四項（法第六十条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める費用は、法第五十条第二項（承認試験機関にあつては、法第六十条第二項）において準用する法第十九条第一項の検査のため同項の職員がその検査に係る事務所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その出張をする職員を一人とし、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、

建設省令で定める。

(法第八十七条第一項の政令で定める部分)

第六条 法第八十七条第一項の住宅のうち構造耐力上主要な部分として政令で定めるものは、住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)(で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

2 法第八十七条第一項の住宅のうち雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具

二 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

附 則

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。

(建設省組織令の一部改正)

2 建設省組織令(昭和二十七年政令第三百九十四号)の一部を次のように改正する。

第九条中第二十二号を第二十三号とし、第十六号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の施行に關すること。

第三十六条第四号中「第六十八条第十三号」を「第六十八条第十四号」に改める。

第六十八条中第十八号を第十九号とし、第十三号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に關する事務のうち、同法第六章に規定するもの(施工技術並びに住宅紛争処理支援センターが行う費用の助成及び負担金の徴収に係るものを除く。)(に關すること。

第七十条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に関すること（第六十八条第十三号に規定するものを除く。）。

第七十二条第三号中「第六十八条第十三号」を「第六十八条第十四号」に改める。